

志木市役所庁舎内での弁当販売に係る募集要項

1 目的

市役所周辺には、飲食店がないことから、職員の利便性向上を図ることを目的として、新庁舎の開庁にあわせ、市役所1階においてお弁当を販売する事業者を募集します。

2 募集販売者数

4者（応募者多数の場合は、抽選により決定します。）

3 弁当販売の概要

（1）販売期間

令和4年7月19日から令和5年3月31日まで

※ただし、市役所開庁日のみ

（2）販売時間

午前11時30分から午後1時30分まで

※準備等の時間を含みますが、お弁当が完売した場合は、撤収しても差し支えありません。通常、市の昼休みは正午から午後1時までとなります。

（3）販売場所

市役所新庁舎1階（別紙図面参照）

（4）販売スペース

別紙図面に示した箇所で、長机1台分のスペース

詳細な販売場所は、事業者間で協議して変更しても差し支えありません。

（5）販売場所使用料

無料

4 申込方法

（1）別紙「志木市役所1階 昼食販売スペースでの販売申込書」を志木市役所 行政管理課発注管財グループまで、郵送で提出してください。

（2）申込書の受付期間は、令和4年6月8日から6月15日までとします。

※6月15日必着とします。

（3）令和4年6月30日までに、販売可否の結果を応募者全員に文書でお知らせいたします。

(4) 応募者多数で抽選となる場合は、抽選に立会いをお願いします。日時及び場所は、申込書の受付期間終了後に調整し、連絡します。

5 販売の条件について

- (1) 販売できる商品は、弁当、おにぎり、パン、ペットボトル飲料及びその場での調理を要しない食品に限ります。また、販売スペースでの食品の製造、つぎ分け、加熱等の加工を伴う調理を行うことはできません。
- (2) 弁当等の販売内容について、指定はありませんが、事業者間で重複する可能性もありますので、その際はお互い協議し、調整してください。
- (3) 事業者の都合により弁当販売をお休みする場合は、あらかじめ周知するようにしてください。また、事業者間でも連絡するようにしてください。
- (4) 弁当の空容器を回収するゴミ箱等の用意及びゴミの処分は事業者で実施してください。
- (5) 弁当販売に関する問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において対応してください。
- (6) 災害時や市の都合等により、弁当の販売を中止、又は、販売場所を変更する場合があります。
- (7) 販売に関する電気・ガス・水道は提供しません。

6 衛生管理について

- (1) 販売スペースは、使用の前後に、事業者が協力しあって清掃及び消毒を行ってください。なお、清掃及び消毒に係る清掃用具は事業者で用意してください。
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める官公署への申請、届出については、すべて事業者の負担で行ってください。
- (3) 弁当販売事業者は、清潔維持及び衛生管理に特に注意を払ってください。食中毒が発生した場合は、食品衛生法等に基づく対応をするとともに、速やかに市へ報告して、事業者の責任のもと、誠意をもって対処してください。

7 遵守事項

- (1) 弁当販売時において、節度ある接遇及び行動に心掛けてください。
- (2) 弁当の搬出入時は、市役所駐車場に駐車して構いませんが、市役所利用者

や他の車両の妨げとならないように配慮してください。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、事業者のマスクの着用、体調管理やアルコール等による手指消毒の徹底をお願いします。

(4) 弁当の空容器は毎日必ず回収してください。また、臭気が充満しないように、ゴミ箱にフタをするなどの対策を講じてください。

8 その他

(1) 事業者の都合により、販売期間の途中で販売を辞退する場合は、1か月前までに市まで連絡してください。

(2) 市の都合により弁当販売事業を終了する場合は、1か月前までに各事業者に連絡します。

(3) 令和5年4月1日以降の弁当販売についても、応募者多数の場合は抽選等により事業者を選定します。

(4) 事業者は、志木市内で事業を営んでいる者に限ります。

(5) 志木市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者と関係がある者は、本事業に参加することができません。

(6) 本募集要項に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定することとします。

9 問い合わせ先

志木市役所第3庁舎1階

志木市本町5-21-14（仮庁舎での業務場所）

総合行政部行政管理課 発注管財グループ

電話 048-473-1111 内線2226

ファクス 048-474-4384

メール soumu@city.shiki.lg.jp